

令和6年度 第1回千代田区青少年問題協議会定例会 会議録

日 時 令和6年8月5日（月） 午前10時30分～午前11時44分
場 所 千代田区役所4階 401～403会議室

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 報 告

（1）最近の少年非行の状況

万世橋警察署生活安全課長

（2）東京都児童相談センターにおける相談状況について

東京都児童相談センター相談援助担当課長

（3）各団体における青少年健全育成施策について

ア 千代田区

（ア）「ひきこもり支援」 保健福祉部福祉総務課長

（イ）「不登校対策」 子ども部指導課指導主事

イ 東京保護観察所保護観察官

ウ 千代田区体育協会会長

5 意見交換

6 閉 会

樋口会長

令和6年度第1回青少年問題協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。併せまして皆様には日頃より千代田区の青少年の健全育成のため、様々な場面で様々なお立場からお力添えを賜っておりますこと、心より感謝を申し上げます。

インターネットの利用ということでは、SNSに関するトラブルや性被害が全国でも増加しているというところです。また、ひきこもり、不登校の問題も顕在化しており、後ほど、新しい取組も本年度からしているところがございますので、そちらご紹介もさせていただきたいと思っております。

今、まさに夏休みであります。大人は平日働いていますけれども、夏休みは特に子どもたちにとっては、1か月半の間、平日も家にいるのか、あるいはどこか児童館に行くのかと、様々な場面があると思います。こうしたことで、今年から小川広場フットサルコート、または外濠人工芝のグラウンドは、平日の午前中ではできる限り取ろうということで、ボール遊びで開放しております。また、土曜日及び日曜日の夕方・夜は、区内8か所の公園で花火ができるようにということで、千代田区内でも充実した夏休みを過ごしてほしいということで取り組んでおります。

ただ、一方で連日、熱中症警戒アラートが発表され、暑さ指数も限界を超えるということもありますので、日中の外遊びというのはもう一段酷暑対応を考える必要があるところであります。

ともあれ引き続き千代田区としては、特に夏休みにおいては子どもたちが充実して楽しめる環境をつくってまいりたいと、そのように考えております。

本協議会におきまして、皆様から忌憚ないご意見を頂きますとともに、この会議が実りの多いものになりますことを期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

子ども総務課長

樋口区長、ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、まずお手元の資料を確認させていただきます。お手元の資料でございますが、A4一枚の縦の「次第」、表紙がピンクの「令和6年度青少年健全育成の施策展開」という冊子、「スマホデビューのその前に」と書かれたチラシ、「少年非行の傾向（令和5年度）」と書かれた紫の冊子、A4横の「席次表」になります。資料が不足している場合などにつきましては、お席に事務局がお持ちいたしますので、事務局職員にお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここから樋口区長に司会・進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、次第の3、委員紹介に入りたいと思います。事務局よりお願いいたします。

子ども総務課長

はい。それでは、本日お配りしております「青少年健全育成の施策展開」の冊子をご覧ください。冊子56、57ページをお開きいただければと思います。こちらが令和6年度青少年問題協議会委員の名簿となっております。名簿のお名前に星印をつけている方が、今回新たに委員になられた方になります。委員の方につきましては、委員名簿をご覧くださいことでご紹介に代えさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

なお、今回新たに委員になられた方々につきましては、先日、委嘱状を郵送させていただきました。

また、本日のご出席者につきましてはお手元の「席次表」をご覧ください。よろしくお願いいたします。

以上です。

樋口会長

はい。それでは、次第の4、報告に入る前に本協議会の基本方針などについて、事務局より説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、事務局からです。「青少年健全育成の施策展開」の冊子の2ページ、3ページを開いていただければと思います。こちらに基本方針及び体系図を記載しております。本協議会の基本方針としましては、「青少年問題協議会は、『大いなる可能性を持ったかけがえのない存在である青少年の健全育成は社会全体の責務』であるという認識に立ち、家庭、学

校・園、地域等と一体になって、青少年が将来にわたって幸福な生活を送ることができるように総合的な取り組みを行います。」としております。この基本方針を基に、重点目標を3つと取組の方向性を7つに整理しております。

その取り組みの方向性ごとの具体的な施策（取組）につきましては、4ページから16ページまで掲載しておりますので、こちらはお時間があるときに後ほどご確認を頂ければと思います。

続いて17ページをご覧ください。17ページに青少年健全育成に関する推進体制を図で説明してございます。図にありますとおり、青少年問題協議会委員の皆様をはじめに、青少年対策地区委員会や各種関係団体、また機関の皆様方と協力しながら、施策を推進してまいりたいと考えております。

また、本協議会につきましては、今年度は今回1回の開催とさせていただき予定しております。ただし、開催が必要となる事案等が発生した場合には2回目を開催させていただき可能性もございますので、その際はご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、次第4に入ります。各機関からの報告に入ります。

初めに、最近の少年非行の状況につきまして、区内4警察署を代表して万世橋警察署、正木生活安全課長より報告をお願いします。

万世橋警察署
生活安全課長

おはようございます。万世橋警察署生活安全課長の正木と申します。皆様には平素より警視庁の業務全般にわたり、ご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。私からは、最近の少年非行状況について報告をさせていただきます。お手元にあります資料のうち、「青少年健全育成の施策展開」20ページと「少年非行の傾向（令和5年度）」15ページをご覧ください。

それでは、「少年非行の傾向（令和5年度）」からで、こちらは警視庁全体となります。令和5年中に非行少年として検挙、補導された少年は、令和5年の一番右端、4,312名で令和4年に比べて274名、率にして6.8%増加しております。

そして、「青少年健全育成の施策展開」20ページ、区内警察署取扱少年事案の推移をご覧になっていただけると、非行少年につきましては、令和5年が61名、41名と20名を足して61名、令和4年が37名と8名と3名を足して48名となっており、前年と比較して、13名増えております。

また、深夜徘徊や喫煙などの不良行為で補導された少年につきましては3万2,492名、こちらは「少年非行の傾向（令和5年度）」令和5年の右下、不良行為少年というのをご覧ください。この3万2,492名は、令和4年に比べまして471人、率にして1.4%減少しております。

千代田区内につきましては20ページの右端をご覧ください。令和5年が

370名、令和4年は398名ですので、28名マイナスとなっております。

令和5年の少年の特徴につきましては、「少年非行の傾向（令和5年度）」2ページをご覧ください。特徴としては、非行少年が14年ぶりに増加に転じました。その中でも大麻取締法違反の検挙人員が増加に転じております。青少年に大麻が多く取扱いを受けているということです。続いて、都民の体感治安を悪化させる路上強盗やオートバイ盗といった路上窃盗における少年の割合が増加をしております。こちらは率にして36.5%となっております。

数字については以上ですが、最近では居場所を求めて歌舞伎町地区に集まるいわゆるトー横キッズの問題、メンズ地下アイドル等の過激な推し活やホストクラブ問題、アルバイトと称して犯罪者の手先にさせられてしまう闇バイト問題など、少年を取り巻く環境は大変に憂慮すべき状況にあります。

引き続き、我々警察は、各種犯罪の取締りや学校の訪問による防犯教室をはじめ、あらゆる機会を捉えて青少年の健全育成に努め、区民、都民が安心・安全に暮らせるようなまちづくりに励んでまいります。しかしながら、こうした問題を根本的に解決していくためには、警察だけではなく青少年問題に関係する機関との連携が極めて重要と考えております。引き続き皆様方と情報を共有し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めてまいります。

発表は以上となります。ありがとうございました。

樋口会長

ありがとうございました。

なお、本案件に関するご質問につきましては、後ほど一括してお受けしたいと思います。

それでは、続きまして、東京都児童相談センターにおける相談状況につきまして、東京都児童相談センター永山相談援助担当課長よりお願いします。

東京都児童相談
センター
相談援助担当課長

ただいまご紹介にあずかりました東京都児童相談センター相談援助担当課長の永山と申します。千代田区の関係機関の皆様には、日頃より児童相談所の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、感謝申し上げます。

それでは、私から児童相談所における相談状況についてお話しさせていただきます。相談センターの状況ということで、該当ページは、「青少年健全育成の施策展開」の26・27ページになります。

まずは、東京都全体の状況について、この資料に基づいてご説明させていただきます。26ページをご覧ください。この数値は速報値ですので、今後公表される数値と若干相違することがございますが、傾向ということでご承知いただければと思います。

①の相談件数の推移ですが、グラフのとおり増加の一途をたどっており、令和5年度は5万9,650件となっております。この数値は東京都全体

の数値ですので、都立児相と区立児相とを合わせた数字になってございます。

②の相談受付状況をご覧ください。アの相談内容別状況としましては、養護相談の1の被虐待相談が全体の半数を占めております。イの年齢別相談状況は、6歳から11歳が35.5%と一番多く、次に0から5歳、12歳から14歳、15歳から17歳という形、以上の順番となっております。

続いて、27ページをご覧ください。③の相談対応状況ですけれども、表のとおり面接指導を行い、終了するケースが4万5,641件で大多数となっております。面接指導の内容は様々で、児童福祉司の調査や面接のみで進める場合や、児童心理司のアセスメントやケアなども行いながら進める場合がございます。また、継続的な指導が必要と判断した児童福祉指導、在宅指導は4,416件となります。一方で、社会的養護の必要な児童、児童福祉施設入所や里親委託の件数を合わせますと、965件となっております。また、家庭裁判所送致の結果、保護処分となり児童福祉施設入所となるケースが数件加わったとしても、全体の1.6%という状況になっております。つまり、多くのケースが地域での生活を継続しているということになっております。

また、児童相談所には一時保護の権限もありますが、一時保護は児童の安全を確保し、適切な保護を図り、児童の心身の状況、置かれている環境などを把握することを目的としたもので、一時保護を実施した場合でも、在宅指導として地域での生活を継続するケースが多いということになります。

④の被虐待児童相談対応は、イの虐待内容別に見ますと、令和5年度は心理的虐待が最も多く、次が身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順番になっております。ここで心理的虐待と身体的虐待を比較して見ていただくと、平成28年度から、心理的虐待の件数、増加率が、他の虐待内容と比較してかなり高い傾向にあることが分かるかと思います。大きな要因としては子どもの面前で家族などに対し暴言、暴力が行われることによる心理的虐待を主訴とした警察からの通告が増加したことが挙げられます。

イの年齢別相談状況は、相談主訴として集計しますと、0から5歳の乳幼児が一番多い状況となっております。

ここまでの東京都全体の状況となります。

それでは、児童相談センターの状況につきまして、口頭になりますけれども、ご説明させていただきます。児童相談センターの状況も東京都全体の傾向とほぼ同様で、数値につきましては、令和5年度受理した全相談件数の合計は、速報値で6,900件となっております。そのうち虐待対応件数が4,195件となっております。また、経路につきましては警察が半数以上を占め、内容別相談対応件数は心理的虐待が64%を占めている状況です。

千代田区の相談状況についても、口頭での説明をさせていただきます。令和元年からの5年間ににつきまして、全相談受付受理件数、虐待相談対応

件数ともに微増減を繰り返している状況にあります。令和5年度は全相談受理件数が266件、うち虐待相談対応件数は161件となっております。また、令和5年度に一時保護を行った児童数につきましては13件で、前年度は25件でしたので12件減少しております。令和5年度の一時保護13件の内訳ですけれども、虐待主訴が10件、非行主訴が2件、育成性行主訴が1件となっております。年齢は4歳から17歳で、幅広い年齢層となっております。また、一時保護13件の相談対応状況としましては、1件が児童福祉施設入所措置で、12件は児童福祉指導員などによる在宅指導となっております。

ちなみに非行主訴の2ケースにつきましては、小学校高学年男児と中学生男児で、金銭持ち出しや粗暴が主な内容でした。どちらも警察からの身柄通告を受けて一時保護となっております。

ここで、非行主訴1事例について少し背景事情をお話しさせていただきます。児童は発達障害の診断や精神科入院歴があり、保護者是对応に苦慮しておりました。その中で親子関係が悪循環となり、児童は衝動性を押さえられず非行行為がエスカレート、保護者とのトラブルも激しい状況となり、養育の限界から身柄通告、一時保護に至ったというものでした。本ケースに限らず、区児相全体としましても、このような事例は増加傾向にございます。

また、少し話が変わりますけれども、児童相談センターの特徴としまして、1点お話しさせていただきます。管轄外の自治体に居住地のあるケースの身柄通告の件数が多いというものです。先ほど警察署からのご説明もありましたが、主に歌舞伎町に全国から未成年が集まり、新宿管内の警察から身柄通告を受けることが多い状況です。ただ、千代田区管内でも、少ないながら秋葉原界限や東京駅で家出少年だとかが保護されることもあります。一旦は児童相談センターで受理した上で、居住地所管の児童相談所とやり取りし、ケース移管、移送を行っております。これらのケースは非行行為に焦点が当たる状況にございますけれども、そこに至るまでの背景事情は児童の特性や養育環境など様々な要因があり、もう少し手前の段階で何らかの援助ができればと感じるところが多い状況でございます。

私からの説明は以上となりますが、最後に、児童相談所が関与するケースにつきましては、主訴にかかわらず様々な要素が複雑に絡み合う状況です。予防や早期発見、再発防止を最前線で担う地域の関係機関の役割はとても重要だと考えております。それぞれの機関が相互の機能を理解し、地域において子どもやその家族に対する効果的な支援を展開していけるように、児童相談センターとしましても、皆様のご協力を頂きながら責務を果たしてまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

福祉総務課長

それでは、続きまして、各団体における青少年健全育成施策につきまして、お願いします。まず、本区のひきこもり支援について、窪田福祉総務課長、お願いします。

千代田区福祉総務課長の窪田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、区のひきこもり支援についてご説明をさせていただきたいと思います。「青少年健全育成の施策展」29ページをご覧くださいでしょうか。まず、ひきこもりの定義についてからお話しさせていただきたいと思います。

ひきこもりについては、厚生労働省では、様々な要因により社会的参加を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態としております。一般的なひきこもりのイメージですと、ずっと家の中や部屋の中に閉じ籠もっているというイメージをお持ちかもしれませんが、この定義に従えば必ずしもそうではなく、近所のコンビニには行けるけれども家庭以外の社会的なつながりがないという場合もひきこもりに該当するということになります。

また、東京都のひきこもり支援協議会の中では、当事者は自尊感情やよりよく生きる意欲や勇気を失っている場合が少なくないとも指摘されております。

次に、ひきこもりの当事者のご家族の方の課題についてですが、近年は、ひきこもり状態が長期化することで親も本人も高齢化し、高齢の親が子どもの生活を支えているケースが発生しております。これを8050問題と呼んでおります。また、ひきこもり当事者が抱える課題は、就労・医療・介護・生活困窮・親亡き後への不安など多岐にわたっている状態でございます。一方で、ひきこもりのご家庭は、近所には知られたくない、でもどこに相談していいかも分からないと、孤立してしまい支援につながらないという状況がございます。

これらの課題を解決していくため、近年、国や東京都で様々な動きがございました。これらの動きを受けまして、千代田区においても令和4年3月から、ひきこもりに関する総合的な受付窓口を開設しております。区としてのひきこもり相談窓口を一本化するとともに、ひきこもりに関する専門的支援を行っている青少年健康センター茗荷谷クラブに支援の委託をしているという状況でございます。

それでは、次のページをおめくりいただけますでしょうか。この総合的な受付窓口についてですが、対象となる方は区内在住の15歳以上のご本人とご家族としております。簡単に相談の流れをご説明しますと、福祉総務課または委託事業者である茗荷谷クラブで、ご本人やご家族からのご相談を受け付けております。その後、茗荷谷クラブにおいて支援を実施しますとともに、必要に応じて区の関係部署が連携協議して対応していくこととしてございます。

この茗荷谷クラブでは、専門家による電話相談・来所相談のほか、家族

向けの講座や居場所の提供などを行っておりまして、ご本人の状況やご希望に応じて寄り添った支援をしている状況でございます。

続きまして、これまでの相談等の実績でございますが、事業開始から26件のご相談を頂いております。このうち16件が30歳以下となっておりまして、比較的若い方が多いという状況でございます。性別としては男性が多く、初回の相談者は親などの親族からが多くなっております。

また、今後の区としての取組みでございますが、区としましては窓口の周知強化の必要性を感じているところでございまして、今年度は新たに窓口に関するチラシを区内に全戸配布する予定でございます。また、ひきこもりに関する講演会の実施も予定しております。

最後に31ページでございますが、参考として、10代や20代の方の相談事例をご紹介します。親御さんからの主な相談としては、子どもが中学校から不登校で高校もなじめなかった。子どもと直接話ができず、どう関わればいいのか分からない。などのお声があります。また、ご本人からとしては、対人関係の不安を解消したい。家族との関わり方を見直したい。何とか学校に通えるようになりたい。などがございます。

また、具体的な相談事例として例①、②をご紹介します。こちらの例につきましては、実際の事例をぼやかしてご紹介しております。例①としましては、不登校経験や発達障害の診断を受けているご本人のお母様からのご相談で高校卒業後、進路が決まらず、対人関係に不安があるようだというところでございました。例②としてはご本人からのご相談で、高校卒業後どうしたらいいか分からないが、社会復帰したいというご相談です。いずれも茗荷谷クラブがご相談を丁寧に聞きながら、ご本人やご家族の状況に合った支援を提案し、寄り添った対応を行っているところでございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。今後も引き続き、ひきこもり支援の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

樋口会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、不登校対策について、齋藤指導主事、お願いします。

指導課指導主事

教育委員会指導課指導主事の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

昨今、様々な事情により、学校や教室に通うことが難しい児童生徒の数が全国的に増えております。千代田区においても同様の状況でございまして、喫緊の課題として捉えております。本区におきましては、これまでも様々な不登校対策を行ってまいりましたが、令和6年度、新たに不登校対策事業として取組を始めました。柱としては4つございます。

1つ目です。校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）、こちらを全校（小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校）に設置を行いました。ここのスペシャルサポートルームの運営につきましては、スクー

ルライフサポーターという会計年度任用職員の方を全校1名以上配置しておりますので、そちらの方々が対応しております。具体的には、これまで学校に登校できなかった児童生徒がこちらに通室をして過ごす。または教室に入ることが難しい児童生徒、教室不適應のお子様方がこちらで学習等を進めるという形の場所でございます。各校の実態にもよるのですが、現状、各校1名から5名程度の利用があります。様々学校の実態に応じて運用方法も変わってきますので、一律に指導課としてもお願いしておらず、実情に応じた対応をお願いしております。

2つ目です。適応指導教室であるはくちょう教室の移転を行いました。移転に伴い3つ機能の拡充がございます。まず、校種別の教室を設置いたしました。これまでは神田さくら館にございまして、小学校、中学校ともに同じ部屋で活動していましたが、校種別に小学校、中学校という形で分けて空間を設置しています。2つ目、個別学習室を設置しております。お子様によっては、集団で過ごすことが難しいお子様もいらっしゃいますので、個別対応ができるように個別の学習室を設置しております。また、3つ目です。フリースペースとして、軽い運動・グループ活動・談話等ができる部屋を設置し、そこでのコミュニケーションも図っております。はくちょう教室におきましては、今年度、新規の登録者が増えてきておりまして、区民の皆様、学校、様々なところで周知が整っていくところでございます。

3つ目です。バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、通称VLPでございます。VLPは3Dメタバース空間により構築されたバーチャル空間であり、パソコンやタブレットなどGIGA端末を通してアバターを操作してコミュニケーションを取ることができます。児童生徒の日常的な利用を想定して、様々なコミュニケーション機能を充実させているところでございます。こちらにつきましてはアカウントを児童生徒、区内のお子様に対して約40アカウント配付しております。アカウントを配付しておりますので、このバーチャル空間に入ることは任意ですが積極的に活用できるように学校を通して促しております。

4つ目です。フリースクールと民間施設の連携です。令和5年度の3月に、千代田区内にあるフリースクール等の施設の方々と、まずは千代田区教育委員会が情報交換を行う機会を設けました。学校での教育活動の内容、フリースクール等の活動内容、様々な情報交換を行い、これまで以上に連携を図れるように対応しております。今後の展望としましては、さらに区教委との情報交換会を設けるとともに学校とフリースクール双方で連絡会が行えることを目指し、整えております。

以上、4つの柱でございますが、これまでの1人1台端末の活用、大学生による登校サポーター、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、様々な関係機関と連携して不登校対策を進めてまいります。

以上でございます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

続きまして、東京保護観察所の活動につきまして、磯網保護観察官、お願いします。

東京保護観察所
保護観察官

東京保護観察所の磯網と申します。平素は更生保護事業にご尽力いただきまして、ありがとうございます。保護観察の仕事はあまり世間にはなじみがないので、今日は一般的なお話をしながら、青少年問題の取組についてお話しさせていただきたいと思います。

「青少年健全育成の施策展開」36ページでございます。刑事政策における更生保護事業の位置づけですが、保護観察は刑事政策の最終段階、一番川下で総仕上げと言われております。実際、警察・検察・裁判所・少年院・刑務所を経て、最後に社会内で地域に溶け込んで更生していくというところを担っております。

実際、保護観察対象者としては、少年院や刑務所を出た者、あるいは家庭裁判所で保護観察という処分を受けた者、執行猶予で保護観察つきという言渡しを受けた者が対象となります。

次のページ、37ページですが、更生保護は犯罪をした人や非行のある少年が再び事件を起こすことがないように、地域社会の中で教育・就労・医療・福祉等の分野と連携しながら、様々な指導や相談に乗ることを通じて、その再犯・再非行を防止、立ち直りを支援するものです。ただ、千代田区におきましては、現在、保護観察を受けている者は片手ぐらいしかおりません。いいことですが、更生保護の活動は穏やかな状況です。

更生保護の大きな柱は、保護観察と生活環境調整がございます。

保護観察ですが地域内で、少年院や刑務所を仮釈放となったり、執行猶予中だったり家庭裁判所で保護観察処分を受けた者に対して、遵守事項、約束事を守ってきちんと生活するようという指導監督をする面と住居・医療・教育・仕事などに差し障りがあるような生活をしている者に対する援助を行う補導援護という両方の側面を担っております。指導監督で、いけないことはやるなどか、きちんとした生活をするようという指導しながらも、医療やハローワークへつなぐ援助を行っています。

次の38ページになります。保護観察の基本は面接と書いてあります。実際の保護観察に携わっているのは、我々国家公務員である保護観察官と、非常勤の国家公務員で地域に配属されています保護司の方々になります。千代田区には40名程度の保護司がいらっしゃいますけれども、実際日々の保護観察対象者とかその家族と会っていただくのは保護司が多いです。我々、保護観察官は、必要に応じて面接や専門的処遇プログラムを実施しています。保護司の面接を通じて、本人のつらい気持ちを聞いたり、生活指導などが日常的になされています。

専門的処遇プログラムですけれども、主に成人を対象にしていますが、特定少年と言いまして、少年法においては18、19歳を少年扱いとしていますので、18歳・19歳の少年も対象としているという意味です。内容としま

しては、「性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラム」の4つがあります。青少年に関しましては、今、大麻が問題になっていますが、大麻問題に特化したプログラムもできましたので、青少年の薬物の一番の問題である大麻にも対応できるような制度ができております。

また、千代田区に関しては、薬物再乱用防止プログラムは保護観察中の者が受けるのですが、受講者に対して、区の施設をお借りして、月1回、薬物を再使用しないためにグループワークを実施しています。

次に、社会貢献活動です。これは、保護観察対象者が善良な社会の一員として社会になじんでいけるようにということによってやっております。保護観察所は千代田区にございますので、保護観察所を使って、切手整備活動、使用済みの切手を切って、千代田区のボランティアセンターに寄附するという活動をやっております。これは青少年も対象としておりますし、成人の保護観察対象者も対象としている活動でございます。時々ボランティアセンターの方に切手の贈呈式に来ていただいて、よく頑張ったねという温かい言葉をかけていただいております。

次に就労支援です。出番をつくるということです。保護観察中で再犯率が高い人は、仕事がないことが多く、非常に大きな問題になっております。仕事があると、収入ももちろんありますし、居場所もできますし、人から評価されるということで、更生させていくためには仕事が非常に重要で、保護観察所としましては就労サポートに力を入れております。もちろん青少年に対しても就労支援には力を入れております。特にハローワークと連携し、千代田区の場合、飯田橋にあるハローワークに連絡して、保護観察中の者に仕事の紹介をしております。

あと生活環境調整ということで、これは刑務所や少年院に入っている方が社会復帰するために、その環境整備することになります。ですので、刑務所等に収容されている者のご家族と会ったり、あるいは雇主が引受人になったりする場合もあります。そういう方と会って、帰ってくる場所を整えるということをやっております。

千代田区の場合は、生活環境調整は10件ぐらいです。

次が更生緊急保護ですけれども、仮釈放中とか少年院の仮退院中のように、法律で保護観察を受けられる期間が決まっております。ただ、その期間が終わったから、ちゃんと社会適応し更生できるというわけではございません。そういう保護観察期間が終わった者、あるいは刑務所を満期で出所した者などに対しての制度になっています。身柄を釈放されてから6か月間が更生緊急保護ということで、生活相談や住居援助、金品・お金や食べる物の支援などをしております。

それと、この4月から制度を拡充しまして、保護観察を過去に受けていた者などに対して、大体2年ぐらい延長して支援ができるようになり、息の長い支援を保護観察所は目指しております。もちろんこれも青少年の方

も当然対象としているところです。

それから、被害者支援も保護観察所は行っています。加害者に対する心情を、被害者やそのご家族が表明するといった施策を執り行っています。常に被害者の相談を受けながら、被害者の気持ちも理解して加害者を更生させていくことを心がけております。

次に犯罪予防活動ですが、これが千代田区の方々に一番ご協力いただいていることかと思います。「社会を明るくする運動」といいまして、7月1日から1か月間に特に集中的に活動しています。今年で74回目ということで、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」というサブタイトルがついていますが、何よりも犯罪を未然に防ぐということが地域の安全・安心につながっていきますので、これも保護観察や生活環境調整と同じように力を入れている運動でございます。

千代田区におきましては、子どもや保護者への普及・啓発活動、たとえば街頭一斉活動とかでティッシュを配ったり、ポスターの掲示をしたりしております。街頭一斉活動は7月1日に4か所で行いまして、区の皆様とかいろんな方々に協力を頂きました。街頭パレードは毎年2回行っていますけれども、今年も10月に行い、各団体の皆様にも参加していただいているところでございます。もちろん区や警察にもご協力いただいております。ミニ集会ですけれども、区内の小学校3か所持ち回りでやらせていただいております。小学生やPTAの方々に非行の予防とかを考えていただく機会になっているかと思います。標語、作文、そういった事業もございまして、明るく安全で安心な社会をつくっていくような啓発活動を常に行っているような状況でございます。

更生保護事業はいろいろなことをやっており、保護観察とか生活環境調整という意味ではあまり地域の方々にご負担をかけることは少ないと思いますけれども、千代田区は本当に犯罪予防に力を入れていて、おかげさまで安全な地域がつくれていると思いますので、日頃のご協力に感謝申し上げますとともに、これからもご協力をお願いしたいと思っているところでございます。

では、私からのお話は以上とさせていただきます。

樋口会長

はい。ありがとうございました。

それでは、最後に、体育協会の活動につきましては菅野会長からお願いいたします。

体育協会会長

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました千代田区体育協会会長の菅野でございます。日頃より当体育協会に対し、ひとかたならぬご支援、ご協力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

本体育協会は、千代田区におけるスポーツ・レクリエーションを振興し、区民の体力向上と健康の維持増進を図り、明るく豊かな区民生活の形成に寄与することを目的としております。

活動内容、事業等につきましては、「青少年健全育成の施策展開」43ペ

ージをご覧ください。内容について細かく説明をしたいところですが、時間のこともございますので、かいつまんでご紹介を致します。

現在、体育協会は26の競技団体に構成されており、在勤・在学・在住の多くの皆様の登録を頂き、1年を通して活動をさせていただいております。柔道・剣道などの武道団体やバスケットボール・バレーボールなどの球技スポーツ、並びにラジオ体操連盟や民踊連盟、そして水泳連盟などには多くの区民の皆様が参加、活動をされております。本年5月に開催されました都民体育大会では、千代田区が初めて男子総合優勝というすばらしい成績を収めることができました。都心部の区としては初めてのことでございます。改めて千代田区の行政の皆様はじめ、関係者の皆様に御礼申し上げます。

続いて、私ども千代田区体育協会が青少年問題につきまして取り組んでいる事象をご紹介させていただきます。一番には、ジュニアスポーツ育成事業並びに各講習会を催し、多くの青少年の皆様にスポーツに親しんでいただく機会を創出しております。スポーツ技術の向上はもとより、健全な精神を育み、さらには礼に始まり礼に終わるという社会生活に欠かせない礼儀なども指導させていただいております。

ご存じのとおり、スポーツはルールの上で成り立つ競技ですが、その一方で相手を思いやるマナーも大切な行為として捉えられております。思いがけずボールが相手の顔面に当たった場合に、申し訳ないと手を挙げて謝る姿勢や、故意でなく相手とぶつかり転倒した場合などは、すぐに手を差し伸べ助ける行為などは、各種競技の中で自然と身につくよう、指導者の方々にも教育をしております。

現在、ジュニア育成事業としては、バドミントン、空手、水泳など、6・7種目に取り組んでおり、総勢三百数十名の参加登録を頂いております。今後、バレーボールほか各種競技団体からの申込みもあり、会場の確保をはじめ、東京都スポーツ協会との連携を深めてまいります。

また、先週8月3・4日に、姉妹都市であります孺恋村少年野球連盟と私ども千代田区少年野球連盟が、2日間にわたり外濠グラウンドで交流試合を開催させていただきました。大変暑い中、区長に始球式をしていただき、夜には孺恋の関係者の皆様、選手父兄の方々、そして千代田区の全ての小学校の代表選手、監督・コーチ、ご家族の皆様と一緒に懇親の場を設けさせていただきました。改めて、このような機会を企画いただいた関係者の皆様、千代田区少年野球連盟の方々に御礼申し上げます。

私たち体育協会は、今盛んに叫ばれている働き方改革の下、各学校の先生方との連携や総合型スポーツクラブへの指導者の派遣、並びに多くの区民の皆様が集う秋の区民体育大会では、スポーツ推進協議会委員の方々と一緒に、区民の皆様に喜んでいただける大会運営に協力させていただいております。

今まさにパリオリンピックが開催され、昼夜を問わず日本人選手の活躍

	が報じられております。スポーツをやる人、観る人、支える人というスローガンもあり、ご家族の中で必ずやいろいろな競技や結果、そして感動の会話がなされていると思います。 青少年の健全育成に、スポーツの力を活用し、教育現場を支える多くの先生方、そしてご家族と共に、スポーツを楽しんでいただける環境づくりを行政と一緒にお手伝いさせていただければと思いますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。 私の発言は以上でございます。ありがとうございました。
樋口会長	ありがとうございました。 これまで6件のご報告を各団体の皆様から頂きました。今ご報告いただいた以外の団体の皆様からの取組ということについては、青少年健全育成の施策展開の冊子44ページ以降に掲載しておりますので、ご確認くださいと思います。 それでは、まず、ご報告いただきました各取組につきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。
子ども総務課長	齊藤会長。
樋口会長	齊藤会長、どうぞ。
富士見小学校PTA会長	富士見小学校のPTA会長を務めています齊藤と申します。このたびはありがとうございます。
	質問ですが千代田区の不登校対策にありましたバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、これはメタバースでというお話ですが、この対象となっている40アカウントについては、不登校の児童のみが対象ということなのでしょうか。
樋口会長	はい。ありがとうございます。
	では、担当の齊藤主事、お願いいたします。
指導課指導主事	ありがとうございます。お答えいたします。 基本的には不登校児童生徒、また不登校傾向というところで、完全に30日以上お休みになられているお子さんが対象と認識しております。また、30日には到達していないが、お休みが連続しているお子様に関しても、アカウント付与の対象という形で認識をしているというところでございます。 以上でございます。
富士見小学校PTA会長	ありがとうございます。メタバースについては、今後の世の中にとってはすごく面白い取組だと思っていて、そこにはアバターが置いてあるので、普段のコミュニティとはまた違う会話や活動ができると思ったときに、不登校の子も不登校ではない子も何か一緒にできると、よりそこでの社会が発展してくるんじゃないかなと思ったので、質問させていただきました。
指導課指導主事	ありがとうございます。おっしゃるとおりメタバースでの活動というのはすごく魅力的なところもございます。ただ、アカウントも東京都から付

与されている数に限りがあり、現状、不登校のお子さん以外の方にお渡しするアカウントに余裕がないため、今後、検討材料として考えてまいります。ありがとうございます。

樋口会長

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

樋口会長

それでは、続きまして、次第6の総合的な意見交換に入らせていただきます。皆様からご意見ですとか情報提供等はございますでしょうか。

では、齊藤会長、どうぞ。

富士見小学校PTA会長

はい。度々すみません。今、夏休みということで子どもたちが長期休みですがうちの子もSNSやネット、ユーチューブを見たりする時間がすごく増えています。長期休みのときに、特にそういう過ごし方について指導していただくような機会は、学校で設けられているのでしょうか。

あとは、最近、中学校1年生の長男がサッカーチームで練習していました、練習後の夜に、チームメイトと帰っていたら、50代、60代ぐらいの男性が近づいてきて、「邪魔だ、どけ」ということでチームメイトが首を絞められて、なぎ倒されました。それをたまたま近くを通っていた女性の方が、「あなた何しているの」という声をかけたら逃げて、その逃げた先に息子がいて、うちの息子が逃げたら、さらに追いかけてきたという事態がありました。

そういうことがあって、千代田区ではないですが子どもに聞いたら、怖くて声が出せなかったと。その男性については、別の方が見つけてくれて、警察に捕まったみたいですが、何かそういう際の対処法も例えば講義や訓練を実施するなり、やっぱり防犯ブザーを持っても結局鳴らせないとか、スマホを持っても連絡できないとかがあるので、そういう機会を学校で設けてもらえると、すごくありがたいと思います。

これに続けて、何個かよろしいでしょうか。

今、小学生サッカーチームのコーチとかをしているのですが、区が夏休み、外濠公園と小川広場をご用意いただいたり、非常にありがたいなというふうに思っています。ただ、夏休みじゃないときの平日、特にボール遊びができる広場ってすごく少ないなと思っています。私たち富士見地区であれば、エドモントホテルの横に三丁目広場、富士見二丁目は多分、ボール使用禁止となっていて、三丁目にはボールは使えますが、バスケットゴールが3台設置してあるので、これも非常にありがたいんですけども、結構バスケットをやっている子が多いため、僕なんかはサッカーをやっているのですが、子どもたちと何かやるときは、バスケットの使っていないすごい狭いところで遠慮しながらやっている。野球の子なんかは練習試合ですごく遠慮しながらやっているような形です。昔は区役所の隣に人工芝の広場を設置いただいたりとかしていたと思いますが、千代田区だとエリア柄そういうのは少ないと思うので、例えば校庭開放を含めて、学校を利用させてもらえないかなと思います。

樋口会長

した。

以上です。

ありがとうございました。

何点か伺いました。まず冒頭は、SNSとの向き合い方、特に夏休み、触る機会も多いということでありました。また、2つ目が、夏休みは活動範囲・行動範囲が広がるということで、なお一層安全・安心、防犯の取組をと。両方とも小学生、中学生であれば、学校でどう指導、あるいは共有、講座があるかということだったかと思いますが、齋藤主事のほうからお願いいたします。

指導課指導主事

はい。ありがとうございます。まずSNSの活用についてでございますが、各校、学年の実態に応じて警察の方や企業の方を招聘しまして、セーフティ教室という形でやっていると思います。そのところで携帯電話の使い方やLINEの活用の仕方、そういうところについては具体的な事例を用いて学校にて指導しております。

また、長期休業前に、夏休み中は活動範囲が広がり、かなり危険も伴うこともございますので、教育委員会は長期休業前の生活指導についての通知を出すとともに、各校、担任の先生方含め、校長先生方に不審者や事故、事件に巻き込まれた際にどのように対応するのかといった形で、子どもを含め保護者の方にも啓発をしているところでございます。また、年に一度、学校警察連絡協議会という形で所管の警察の方々を交えて生活指導の先生方とも、学校の生活上の問題であったり、地域でのそういう活動の危険性とかも含めて情報共有してまいりますので、そういうところで行っていただければいいのかなと思っております。

以上でございます。

富士見小学校PTA会長

ありがとうございます。

樋口会長

質問の途中ですが、せっくなので、皆様お手元にある「スマホデビューその前に」というチラシについて、漫画で分かりやすく学べるように昨年度、青少年対策地区委員会で作っていただきました。

この作成の経緯や内容につきましては、万世橋地区委員会の松井会長からご説明をお願いできますでしょうか。

青少年対策万世橋地区委員会会長

はい、分かりました。お手元の「スマホデビューのその前に」をご覧ください。こちらのカラーの印刷物ですが、青少年対策地区委員会にて作成いたしました啓発冊子となります。

これは以前から青少年対策地区委員会にて作成していた啓発冊子の内容を改める必要が出てきたために、令和4年度に現在の状況・環境に合った内容になるようにと各地区委員会にて議題に上げ、作成メンバーを募り、意見を持ち寄って検討し、子ども総務課の方にまとめてもらい、作成に至りました。先ほどのお話にもありましたように、昨今はインターネットやSNSでもトラブルがありますので、そちらをメインテーマとして、イラストと漫画で興味を持ってもらえるような構成を心がけました。

	地区委員会内で意見交換をする中でスマホデビューをする年齢が小学校3年生頃というもあり、令和6年度に新3年生に向けて印刷物として配布し、併せて、小学校の連絡配信システム「すぐーる」を利用し、全学年に配信をしました。 まずはトラブルの予防を促し、トラブルや心配事があったら、家や学校以外でも相談できる場所があるということも併せて掲載してあります。 以上です。
樋口会長	はい。ありがとうございました。まさに時宜を得た取組をしていただいたということで、ありがとうございました。 まず、この2点につきましてはよろしいですか。
富士見小学校PTA会長	はい。
樋口会長	はい。ありがとうございます。 学校におかれては具体的に、夏休み前ということで、活動範囲も広がると、様々触れる機会も広がるということで、具体的な取組をお願いしたいと思います。 続きまして、3点目のご質問がボール遊びの場所、広場等の話でありました。これは長期の休み以外のということでもありますけれども、神原課長からお願いできますでしょうか。
環境まちづくり総務課長	環境まちづくり総務課長の神原でございます。 今年度、夏休みの期間中ということで、小川広場、外濠グラウンドのほうで開放させていただいているところでございます。ただ、猛暑が続いている中、警戒のアラートなどが出てございまして、なかなか子どもさんたちの遊び場が足りていないという状況も続いているところでございます。 ご指摘いただきました夏休み期間以外の子どもの遊び場、ボール遊びができるというところにつきましては、引き続き外濠グラウンドですとか小川広場の利用について検討してまいりたいと考えているところでございます。 以上でございます。
樋口会長	ありがとうございました。 また、校庭も含めて、アフタースクールの方々もおられますけれども、今は道路公園課の課長としてお答えいただきましたが、学校側も含めて面的に考えていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。
富士見小学校PTA会長	はい。
樋口会長	はい。ありがとうございました。 続いて、ほかにもご意見、情報提供等はございますでしょうか。よろしいですか。 (なし)
樋口会長	ありがとうございました。 今、インターネットの使い方という話がございました。神田一橋中学校、盛谷校長先生からも、情報の使い方の教育に関しましてもお話しいただけれ

区立中学校校長会会長

ばと思います。よろしくお願いします。

神田一橋中学校の校長の盛谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、SNSのトラブルについては、本当に小学校、中学校問わず、どの学校でも起こっている問題だと認識しています。また、それがさらに発展して重大案件になる可能性というのも十分あると思っております。どの学校もこのSNSのトラブルについてはかなり危機感を持って指導を行っている状況です。

また、ネットトラブル、この冊子もありましたけれども、ネットトラブルについても、小学校、中学校の児童生徒の犯罪の入り口になりかねないと認識しております。本校では、「被害者にも加害者にもならないために」ということで、指導を継続して行っている状況です。

また、先ほども話があったとおり、長期休み、そのタイミングに必ず、終業式の後、生活指導主任からトラブルを防止するための取組について丁寧に話をしています。また、SNS等でトラブルに巻き込まれたときにどう対応するかというところも、連絡相談窓口の紹介も含めて行っています。また、特にSOSの出し方であったりとか、防犯についてという話も付け加えて行っているところでございます。

また、全体的な指導も継続的に行っています。先ほどの話にも出ましたが、セーフティ教室というのはどの学校でも年1回以上行っています。特に以前、警視庁サイバー犯罪対策課の方や携帯電話会社の担当者から活用の仕方について、講演を頂いています。

また、本校では毎学期の保護者会のときに、改めて携帯電話の使い方について保護者の方のご協力も頂いております。基本的に学校は何かトラブルがあったときに対応は行いますが、ご家庭で責任を持って管理の下、持たせていただきたいということをお伝えし、学校と保護者併せて協力体制を継続していきたいというお話をさせていただいています。

以上です。

樋口会長

ありがとうございました。

ほか、ご意見、情報提供などはいかがでしょう。

はい、坂口委員から。

青少年対策地区委員会会長

すみません。先ほど出たボール遊びについて、私からの提案です。本当はあまりよろしくないんですけども今、東郷公園とかのラジオ体操終了後に子どもたちがみんなで走り回ってしまっている姿を見かけて、止めるのも気の毒な気がして、みんな、気をつけてやってねという感じで、見守りながら帰ってきてしまっています。ラジオ体操終了後など東郷公園もほとんど人がいなかったりもするので、同じ場所でも時間帯によって、子どもたちだけで公園で遊んでいいよみたいな、そういうのもご検討いただけたらと思います。ほかの方がたくさんいるときにやるととても危険だと思いますが空いている時間であればもっといい使い方ができる形にさせていただけるといいなと

	思います。 ありがとうございます。東郷公園については、前回の冬休みの期間、年末だったかと思いますが、数日間ボール遊びを解禁してみようということやってみました。そうした中で、警備員さんを配置しましたが、ボールが道路のほうに出してしまうとか、幾つか課題があったり、あるいは、まだ下段広場だけが開放されているものですから、ベビーカーと混線してしまったり、低学年の、あるいは未就学児のボール遊びの部分と、中学年・高学年になるボール遊び、そうしたことも整理しないと、トラブルの元になるかと思っています。ですので、ご指摘のとおり時間帯とか、課題を見据えて取り組んでいきたいと、考えていきたいと思います。ありがとうございます。
青少年対策地区委員会会長	よろしくお願いいたします。
樋口会長	ほか、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。 永見課長。
国際平和・男女平等人権課長	国際平和・男女平等人権課長、永見でございます。区役所の10階で男女共同参画センターMIWを所管している部署でございます。 情報提供ということでご案内申し上げます。先ほどのSNSでございますが、MIWでは保護者の方向けに出前講座を実施しております。昨年度も「「ネット」や「SNS」に潜むトラブルから子どもを守るために」という講座をオンラインで開催させていただきました。また今年も、親子で考える安心・安全なスマホ、SNSの使い方、小学生でよく起きるトラブルの事例とか、これから中高生で起きるようなよくある事例という内容を盛り込んで、SNSや情報リテラシーの専門の大学の先生に講座をオンラインでやっていただくよう、今、調整をしております。8小学校のPTAの方、保護者の方と、あとお子様が一緒に聞けるような形で企画を今考えております。実施時期が決まりましたらご案内いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
樋口会長	永見課長、ありがとうございました。 では、この辺で意見交換を終了させていただければと思います。委員の皆様方、貴重なご意見を頂きまして、どうもありがとうございました。 最後に事務局に戻します。
子ども総務課長	樋口区長、ありがとうございました。 皆様、本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年度の青少年問題協議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。